

「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」概要
及びその後の対応について

事 務 局

基本的な方向性

- V-High帯域の利用に関する提案募集を2度実施した結果、従来割り当てられている移動受信用地上基幹放送に係る具体的な参入希望はなかったものの、その他のシステムに関する提案が以下の3分野で計16件※寄せられた。
※事業面や技術面の課題があるため、現時点では直ちに免許を取得して事業参入を希望する者はなし。
- ① **放送サービスの高度化**(IPDCマルチメディア放送、新たな放送技術方式への移行等)
- ② **IoT**(IoT端末向けデータ同時送信システム等)
- ③ **通信サービスの高度化**(公共・民間共同利用型LTEシステム、公共ブロードバンド用周波数の拡張等)
- 同帯域の有効活用の観点から、これらの提案内容について実証実験を実施するなどの早期実用化に向けた取組が進展していくことが期待される。
- 提案内容の実用化動向を勘案しつつ、**上記3分野のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能**することを基本方針として取組を進めることとする。

具体的な進め方

- 提案募集の提案者のうち、**希望者を中心に実証実験を実施し**、必要に応じて総務省が支援を行いつつ、**ユースケースの早期具体化**を図る。
- 上記取組を加速化させるためには、**V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づける**ことが有効。また、これに伴い、「**周波数割当計画**」、「**基幹放送用周波数使用計画**」及び「**周波数再編アクションプラン**」の改訂を速やかに行うことが**適当**である。

実用化の動きが顕在化した場合

- **周波数の割当方針や関連制度の整備に向けた検討を実施。**

今後のスケジュール

- 実証は**2019年度から速やかに開始することとし、当該年度中に一定の取りまとめを行うこととする。**
- **実証期間については、遅くとも2020年度末までとする※**
※当該期間中で具体的な事業参入の希望者が出てきた場合はスケジュールを前倒しする可能性もある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中については、周波数需要が急増することから、柔軟に対応する必要があることに留意。
- 実証の実施状況については、分科会においても適宜フォローアップを実施。

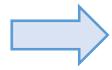
「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」の「具体的な進め方」を踏まえ、以下の対応を実施。

- 特定実験試験局の導入（令和3年3月末まで） → 令和元年7月1日公示済み
 - ※）「電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件」（総務省告示 第85号）
- 周波数割当計画の改正 → 令和元年8月14日公示済み
- 周波数再編アクションプランの改定 → 令和元年9月9日公表済み

4月の「取りまとめ」以降のV-High帯域での実験の実施状況は、以下のとおり。

- 実験を実施中又は実験を実施した案件：2件（IPDC-フォーラム、日立国際電気）
- 特定実験試験局の申請準備中の案件：1件（ソニーセミコンダクタソリューションズ）

【実施期間】 第一次提案募集:平成29年11月22日(水)～平成30年2月16日(金)
第二次提案募集:平成30年11月29日(木)～平成31年1月31日(木)



移動受信用地上基幹放送の参入については希望者がなく、他の用途での利用については下記16件の提案があった(現時点で直ちに免許を取得して事業実施を希望する者はなし)。

【第一次提案募集の結果(8件)】

提案者名	区分	提案概要
IPDCフォーラム	放送	放送波を用いて、IoT機器を対象に、IPデータを一齐同時配信するシステム等の放送通信融合の方式や事業アイデアを実証するためのテストベッドとしての活用を提案。
デジタルコミュニティ放送協議会	放送	デジタルコミュニティ放送への利用を提案。
東京ワンセグ放送(株)	放送	放送波の一齐同報配信を活用した物流効率化促進サービスを提案。
個人	放送	V-Highマルチメディア放送の再事業化が可能ではないかとの意見。
(株)NTTドコモ、エリクソン・ジャパン(株)、全日本空輸(株)、パナソニック(株)	通信	災害対応等の公共業務等での利用を想定した共同利用型LTE方式の移動通信システムを提案。
(株)日立国際電気	通信	災害対応等の公益性の高い用途を想定した共同利用型M2M/IoT無線システムを提案。
(株)富士通ゼネラル	通信	災害対応を目的とした公共ブロードバンド移動通信システムを提案。
(株)シーエスファーム	通信	条件不利地域等の光ファイバ敷設困難地域向けのデータ通信インフラへの利用を提案。

【第二次提案募集の結果(8件)】

提案者名	区分	提案概要
電子情報技術産業協会	放送	新たな地上放送の実験等を目的とした放送用暫定使用帯域としての利用を提案。
シャープ(株)	放送	新たな放送技術(4K/8K)を活用したシステムへの移行に活用することを提案。
ソニー(株)	放送	多数のIoT端末に同時にデータ送信するためのIoT向けデータ放送システムを提案。
(株)ピクセラ	放送	地上8K放送の実証実験に活用することを提案。
個人	放送	地上4K放送に活用すべきではないかとの意見
個人	放送	地域向けデジタルコミュニティ放送として利用する企画を参考として提案。
個人	放送	地上デジタルラジオ試験放送に利用すべきではないかとの意見。
個人	放送	地上放送の高度化に使用されることを希望する意見。

(参考) 特定実験試験局の導入 (令和元年7月1日公示)

○総務省告示第八十五号

電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

令和元年七月一日

総務大臣 石田 真敏

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備考
207.5MHz から 222MHz まで	北海道総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	東北総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	関東総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	信越総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	北陸総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	東海総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	近畿総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	中国総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	四国総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	九州総合通信局管内	令和3年3月31日まで	200W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	令和3年3月31日まで	200W以下	

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(参考) 周波数割当計画の改正 (令和元年8月14日公示)



○総務省告示第四百一十一号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成二十四年総務省告示第四百七十一号)の一部を次のように変更する。

令和元年八月十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後					変 更 前				
第2 周波数割当表 [1~7 略]					第2 周波数割当表 [1~7 同左]				
周波数割当表					周波数割当表				
[第1表 略]					[第1表 同左]				
第2表 27.5MHz-10000MHz					第2表 27.5MHz-10000MHz				
[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	205-222	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用			205-222	放送 J 15	放送用	
		放送 J 15	放送用						
		放送 J 88	電気通信業務用 放送用						
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[第3表 略]					[第3表 同左]				
国内周波数分配の脚注					国内周波数分配の脚注				
[J 1~J 295 略]					[J 1~J 295 同左]				
[別表1-1~別表11-3 略]					[別表1-1~別表11-3 同左]				
国際周波数分配の脚注					国際周波数分配の脚注				
[注略]					[注同左]				
備考 表中の [] の記載は社記である。									

周波数再編アクションプラン (令和元年度改定版)

第3章 重点的取組

VI 提案を踏まえた V-High 帯域の用途決定

V-High 放送用周波数 (207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数) の活用方策については、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で「放送用周波数の活用方策に関する 検討分科会」を設置して検討を行い、平成 31 年 4 月 26 日に、「V-High 帯域の活用方策に関する取りまとめ」が公表されたところ。これを踏まえ、令和元年 7 月に V-High 帯域において特定実験試験局等の制度を導入したことを受けて、放送及び通信サービスの高度化等に関する提案内容の早期実用化に向け、令和 2 年度末までを目処に実証試験等を推進し、その動向を見極めた上で、周波数の割当方針等を策定する。

第4章 各周波数区分の再編方針

I 335.4MHz 以下

基本的な方針

現行のアナログ無線システムについて、周波数の有効利用の観点から、デジタル化を推進 する。また、周波数の新たな利用可能性・共用に関する検討を進める。

(略)

- V-High 放送用周波数 (207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数) の具体的な有効利用の方策について 検討。

具体的な取組

1 制度整備等

- ⑥ V-High 放送用周波数 [207.5~222MHz]

<上記の第3章VIと同一文>

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定） 抜粋

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。 e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。	e:平成30年度検討開始、平成31年度までに結論
19	新規参入の促進	放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方を検討する。	c:平成30年度中に検討・一定の結論

規制改革推進に関する第5次答申（令和元年6月6日規制改革推進会議） 抜粋

II 各分野における規制改革の推進

5. 投資等分野

(5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

イ 電波制度改革

電波制度改革に関する検討状況について、総務省からヒアリングを行い、平成31年通常国会に電波利用料体系の見直しや電気通信業務用周波数の経済的価値を踏まえた割当てなどを含む電波法改正案が提出され、成立したところ。引き続き改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応について注視していくこととした。